

石川県公報

令和2年3月26日(木曜日)

号 外

(第16号)

目 次

規 則		訓 令	
○石川県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (行政経営課)	1	○石川県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則 (水産課)	7
○無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (厚生政策課)	1	○石川県職員特殊勤務手当支給規程の一部改正 (人事課)	7
○食品衛生法施行細則の一部を改正する規則 (薬事衛生課)	3	○電磁的記録を使用して行うことができる保存等の一部改正 (行政経営課)	8
○石川県興行場法施行条例施行規則の一部を改正する規則 (同)	4	○電磁的記録を使用して行うことができる保存等の一部改正 (同)	8
○石川県ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (同)	7	○職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	8
○石川県卸売市場条例施行規則を廃止する規則 (生産流通課)	7		

規 則

石川県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第六号

石川県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

石川県の事務処理の特例に関する条例施行規則(平成十二年石川県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表八の項口中「第一条」を「第三条」に改め、同項ハ中「第三条第二項」を「第五条第二項」に改め、同項ニ中「第四条」を「第六条第一項」に改め、同項ホ中「第五条第二項」を「第八条第二項」に改め、同項ヘ中「第六条第二項」を「第九条第二項」に改め、同項ト中「第六条第五項」を「第九条第五項」に、「第七条」を「第十条」に改め、同表九の項口中「第一条」を「第三条」に改め、同項ハ中「第三条第二項」を「第五条第二項」に改め、同項ニ中「第四条」を「第六条第一項」に改め、同項ホ中「第五条第二項」を「第八条第二項」に改め、同項ヘ中「第六条第二項」を「第九条第二項」に改め、同項ト中「第六条第五項」を「第九条第五項」に、「第七条」を「第十条」に改め、同表十の項イ中「第十三条第二項」を「第十二条第五項」に改め、同項ロ中「第一条」を「第一条の三」に改め、同表十一の項ハ中「第一条」を「第一条の二」に改め、同項ニ中「第一条の三第二項」を「第一条の四第二項」に改め、同表十五の項イ中「第七条第二項」を「第六条第二項」に改め、同表三十一の項リ中「第二十九条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同項ヌ中「第三十条第二項後段」を「第三十五条第二項後段」に改め、同項ル中「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同項ヲ中「第三十一条第二項」を「第三十六条第二項」に、「第三十条第二項後段」を「第三十五条第二項後段」に改め、同項ワ中「第三十六条第一項」を「第四十一条第一項」に改める。

附 則

この規則は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第四号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第二条の改正規定(同条の表三十一の項に係る部分を除く)は、公布の日から施行する。

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

令和二年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第七号

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和二年石川県条例第十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(暴力団員と密接な関係を有する者)

第二条 条例第六条第三項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の利用等をしている者
- 二 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- 三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(設備に関する基準)

第三条 条例第十二条第六項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 居室 次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族と同居する等、二人以上で入居させることがサービスの提供上必要と認められる場合は、この限りでない。
 - ロ 地階に設けてはならないこと。
 - ハ 一の居室の床面積（収納設備を除く。）は、七・四三平方メートル以上とすること。
 - ニ 居室の扉は、堅固なものとし、居室ごとに設けること。
 - ホ 出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面して設けること。
 - ヘ 各居室の間仕切壁は、堅固なものとし、天井まで達していること。
- 二 炊事設備 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- 三 洗面所 入居定員に適したものを設けること。
- 四 便所 入居定員に適したものを設けること。
- 五 浴室 次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - イ 入居定員に適したものを設けること。
 - ロ 浴槽を設けること。
- 六 洗濯室又は洗濯場 入居定員に適したものを設けること。

(電磁的方法)

第四条 条例第十四条第七項に規定する電磁的方法は、次の各号に掲げる方法のいずれかによるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
 - イ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項等を、電気通信回線を通じて入居申込者の閲覧に供し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項等を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
 - 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項等を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、入居申込者が当該ファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 3 第一項第一号の電子情報処理組織とは、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と、入居申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

4 条例第十四条第八項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 第一項各号に掲げる方法のうち無料低額宿泊所が使用するもの
- 二 当該ファイルへの記録の方法

(利用料に関する基準)

第五条 条例第十六条第二項に規定する利用料の基準は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 食事の提供に要する費用 食材費及び調理等に関する費用に相当する金額とすること。
- 二 居室使用料 次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - イ 当該無料低額宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額とすること。
 - ロ イに規定する金額以外に、敷金、権利金、謝金等の金品を受領しないこと。
- 三 共益費 共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額とすること。
- 四 光熱水費 居室及び共用部分に係る光熱水費に相当する金額とすること。
- 五 日用品費 入居者本人が使用する日用品の購入費に相当する金額とすること。
- 六 基本サービス費 入居者の状況把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額とすること。
- 七 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用 次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - イ 人件費、事務費等(前号の基本サービス費に係るものを除く。)に相当する金額とすること。
 - ロ 日常生活支援住居施設として受領する委託費を除くこと。

(日常生活に係る金銭管理の方法)

第六条 条例第二十六条ただし書の規定による入居者の日常生活に係る金銭の管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- 一 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用すること。
- 二 無料低額宿泊所が管理する金銭は、入居者に係る金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入居者に係る金銭等」という。)であつて、日常生活を営むために必要な金額に限ること。
- 三 入居者に係る金銭等をその他の財産と区分すること。
- 四 入居者に係る金銭等は、入居者の意思を尊重して管理すること。
- 五 条例第十四条第一項に規定する契約とは別に、入居者の日常生活に係る金銭の管理に関する事項のみを内容とする契約を締結すること。
- 六 入居者に係る金銭等の出納を行う場合には、無料低額宿泊所の職員が二人以上で確認を行う等の適切な体制を整備すること。
- 七 無料低額宿泊所が金銭の管理を行う入居者ごとに入居者に係る金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に当該入居者本人に報告を行うこと。
- 八 入居者が退居する場合には、速やかに、管理する入居者に係る金銭等を当該入居者に交付すること。
- 九 入居者に係る金銭等の詳細な管理方法、入居者本人に対する収支の記録の報告方法等に関する規程を定めること。
- 十 前号の規程を定め、又は変更したときは、早に届け出ること。
- 十一 入居者が生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者である場合において、当該入居者の日常生活に係る金銭の管理に関する契約を締結し、又は変更するときは、当該入居者に係る同法第十九条第四項に規定する保護の実施機関にその旨の報告を行うこと。
- 十二 入居者に係る金銭等の管理の状況について、県の求めに応じて速やかに報告できる体制を整えておくこと。

附 則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 条例附則第二項に規定する居室の設備の基準のうち規則で定めるものは、第三条第一号イ及び二からへまでに掲げる要件とする。

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第八号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則(昭和四十八年石川県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第九条第一項ただし書」を「第十条第一項ただし書」に改める。

第十一条(見出しを含む)及び第十二条(見出しを含む)中「第三条第二項」を「第二条第二項」に改める。

第十四条中「第五条」を「第四条」に改める。

第十九条及び第二十条を削る。

第二十一条(見出しを含む)中「第七条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条を第十九条とする。

第二十二条第一項中「第七条第二項」を「第五条第一項」に、「別記様式第十五号」を「別記様式第十四号」に改め、同項ただし書中「別記様式第十六号」を「別記様式第十五号」に改め、同条第三項中「第八条第一項」を「第六条第一項」に、「別記様式第十五号」を「別記様式第十四号」に改め、同条を第二十条とする。

第二十三条中「第七条第二項(条例第八条第二項)」を「第五条第二項(条例第六条第二項)」に、「別記様式第十七号」を「別記様式第十六号」に改め、同条を第二十一条とする。

附則第五項及び第六項を削る。

別記様式第一号中「麩」を「糰」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第二号及び別記様式第三号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第四号から別記様式第六号まで及び別記様式第九号から別記様式第十三号までの様式中「麩」を「糰」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第十四号を削る。

別記様式第十五号中「第22条関係」を「第20条関係」に、「麩」を「糰」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式を別記様式第十四号とする。

別記様式第十六号中「第22条関係」を「第20条関係」に、「麩」を「糰」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式を別記様式第十五号とする。

別記様式第十七号中「第23条関係」を「第21条関係」に、「麩」を「糰」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式を別記様式第十六号とする。

附 則

1 この規則は、令和二年六月一日から施行する。

2 この規則による改正前の第十九条及び第二十条の規定並びに別記様式第十四号は、この規則の施行の日から令和三年五月三十一日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、第十九条第一号中「政令」とあるのは「食品衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令(令和元年政令第百二十二号)第一条の規定による改正前の政令(次号において旧政令という。)」と、同条第二号中「政令」とあるのは「旧政令」とする。

石川県興行場法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第九号

石川県興行場法施行条例施行規則の一部を改正する規則

石川県興行場法施行条例施行規則(昭和五十九年石川県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(便所の基準)

第二条 条例第四条第三号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 設置場所は、場内とすること。ただし、他の用途を主とする建築物内に設置された小規模施設等であつて、当該施設に近接して入場者の需要を満たすことができる適当な規模を有する便所が利用できる場合は、この限りでない。
- 少なくとも男性用大便所及び女性用便所を一箇所以上設けること。
- 窓又は換気設備及び不浸透質の便器を設けた水洗式とすること。

四 出入口は、直接観覧室に開口しない構造であること。ただし、次室を設ける等衛生上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

五 床面及び床面から一メートル以上の高さまでの内壁は、不浸透性材料で作られていること。

六 便器の総数は、次の表の上欄に掲げる観覧室の床面積の区分ごとにそれぞれ同表の下欄により算定した数以上とすること。

観覧室の床面積の合計	便器数
一 三百平方メートル以下	床面積の十五平方メートルごとに一個
二 三百平方メートルを超え六百平方メートル以下	二十に床面積の三百平方メートルを超える部分につき二十平方メートルごとに一を加えた個数
三 六百平方メートルを超え九百平方メートル以下	三十五に床面積の六百平方メートルを超える部分につき三十平方メートルごとに一を加えた個数
四 九百平方メートルを超えるとき	四十五に床面積の九百平方メートルを超える部分につき六十平方メートルごとに一を加えた個数

七 男性用と女性用の便器の数は、興行場の種別、規模及び用途並びに男女別の利用者数等を考慮し、それらを適切に反映したものとすること。

八 男性用の大便器は、小便器五個以内ごとに一個とすること。ただし、座便式便器等小便器と兼用できる便器の場合は、その割合を適宜変更することができる。

九 適当な数の流水式手洗設備を設けること。

第七条を次のように改める。

(場内の表示事項)

第七条 条例第八条第一項第七号に規定する規則で定める事項は、ごみ等場内を不潔にするおそれのあるものをごみ箱以外のところに投棄しないこととする。

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第1号(第8条関係)

年 月 日

石川県知事 様

申請人 住 所
 氏 名 印
 生年月日 年 月 日生
 電話番号
 (法人にあつては、事務所所在地、)
 名称及び代表者の職氏名

興行場営業許可申請書

次のとおり興行場を営業したいので、石川県興行場法施行条例第11条の規定により関係書類を添えて申請します。

興 行 場	名 称						
	所 在 地						
	種 別						
	常 設、仮 設 の 別	常 設・仮 設					
	開 設 予 定 年 月 日	年 月 日 (仮設興行場にあつては営業期間)					
管 理 人	入 場 者 の 定 員	人					
	住 所						
公 衆 衛 生 責 任 者	氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日生					
	住 所						
構 造 設 備 の 概 要	階 別 区 分	階	階	階	階	計	
	延 床 面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	居 室 面 積	観 覧 室					
		便 所					
	便 器 数	男 大	個	個	個	個	
		男 小					
		女 計					
	観 覧 席	い す 席	席	席	席	席	席
		座 席					
		ま す 席					
		立 見 席					
	照 度	計					
		観 覧 室 (休 憩 時)	ルクス	ルクス	ルクス		
		ク (上 演 時)					
		ロ ビ ー					
廊 下							
敷 地 面 積	便 所						
	階 段						
空 気 環 境 設 備 の 種 類	敷 地 面 積	m ²					
	観 覧 室						
	そ の 他						

(備考)

- 1 管理人の欄は、営業者が雇用又は委託により興行場を管理する者を置く場合に記入すること。
- 2 「公衆衛生責任者」とは、石川県興行場法施行条例(昭和59年石川県条例第35号)第8条第2項の規定により選任すべき公衆衛生に関する責任者をいう。
- 3 この用紙は、日本産業規格A4とすること。

別記様式第二号から別記様式第四号までの規定中「罎」を「罎」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

石川県ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十号

石川県ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

石川県ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則(平成十八年石川県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 ふぐの処理等の規制(第四条)」を「第二章 削除」に改める。

第二章を次のように改める。

第二章 削除

第四条 削除

別記様式第一号、別記様式第三号から別記様式第八号まで、別記様式第十号及び別記様式第十二号から別記様式第十六号までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第十七号中「魚介類せり売碎業」を「魚介類繰り売り碎業」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第十九号から別記様式第二十二号までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第四条の改正規定は令和二年四月一日から、別記様式第十七号の改正規定(「魚介類せり売碎業」を「魚介類繰り売り碎業」に改める部分に限る。)は同年六月一日から施行する。

石川県卸売市場条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和二年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十一号

石川県卸売市場条例施行規則を廃止する規則

石川県卸売市場条例施行規則(昭和四十六年石川県規則第七十五号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和二年六月二十一日から施行する。

石川県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十二号

石川県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

石川県漁港管理条例施行規則(昭和三十二年石川県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第九条を削り、第十条を第九条とし、第十一条から第十四条までを一条ずつ繰り上げる。

別記第一号様式及び別記第三号様式中「罎」を「罎」に改める。

別記第六号様式中「第九条」を「第九条」に、「罎」を「罎」に改める。

別記第七号様式中「第十二条」を「第十條」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

訓

令

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県職員特殊勤務手当支給規程(昭和35年石川県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

令和2年3月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

第3条第2項中「第4条第2項」を「第4条第2項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第4条第1項第2号に規定する知事が認める作業は、豚熱のまん延を防止するために行う野生イノシシの死体の運搬若しくは埋却又は野生イノシシの捕獲現場等の消毒の作業とする。

第3条に次の1項を加える。

4 条例第4条第2項第3号に規定する知事が認める作業は、口蹄疫^{てい}のまん延を防止するために行う牛のと殺又は豚熱のまん延を防止するために行う豚のと殺の作業とする。

第8条を削る。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

告 示

石川県告示第96号

電磁的記録を使用して行うことができる保存等(平成18年石川県告示第197号)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

令和2年3月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

1の表石川県屋外広告物条例(昭和39年石川県条例第60号)の項中「石川県屋外広告物条例(昭和39年石川県条例第60号)」を「いしかわ景観総合条例(平成20年石川県条例第29号)」に、「第18条の12」を「第89条」に改め、同表身体障害者福祉法施行細則(昭和60年石川県規則第6号)の項中「第20条」を「第13条」に改める。

2の表石川県屋外広告物条例の項中「石川県屋外広告物条例」を「いしかわ景観総合条例」に、「第18条の12」を「第89条」に改め、同表身体障害者福祉法施行細則の項中「第20条」を「第13条」に改める。

石川県告示第97号

電磁的記録を使用して行うことができる保存等(平成18年石川県告示第197号)の一部を次のように改正し、令和2年6月1日から施行する。

令和2年3月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

1の表石川県食品衛生法施行条例(平成12年石川県条例第14号)の項中「石川県食品衛生法施行条例(平成12年石川県条例第14号)」を「石川県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例(令和2年石川県条例第16号)附則第2項の規定によりなお効力を有するものとされた同条例による改正前の石川県食品衛生法施行条例(平成12年石川県条例第14号)」に改める。

2の表石川県食品衛生法施行条例の項中「石川県食品衛生法施行条例」を「石川県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例附則第2項の規定によりなお効力を有するものとされた同条例による改正前の石川県食品衛生法施行条例」に改める。

人 事 委 員 会

職員の特種勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月16日

石川 県 人 事 委 員 会

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第一条の二中「豚コレラ、アフリカ豚コレラ」を「豚熱、アフリカ豚熱」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 条例第四条第一項第三号に規定する人事委員会規則で定める家畜伝染病は、口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザとする。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第一条の二の改正規定(「豚コレラ、アフリカ豚コレラ」を「豚熱、アフリカ豚熱」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

